

## 個人情報の開示等の請求手続きのご案内

当社が個人情報保護法に基づき、個人情報のご本人またはその代理人から、当社が保有する個人情報に関して(1)利用目的の通知、(2)開示、(3)内容の訂正、(4)内容の追加、(5)内容の削除、(6)利用の停止、(7)消去、(8)第三者提供の停止、(9)第三者提供記録の開示のご請求等(以下、(1)～(9)のご請求を総称し「開示等の請求」といいます)にご対応する場合の手続きは、下記のとおりです。

### 1. 開示等の請求申出先

開示等の請求は下記宛、当社所定の請求書に必要書類・手数料を同封の上、郵送によりお願い申し上げます。

株式会社スカイマティクス 個人情報問合せ窓口

〒103-0021

東京都中央区日本橋本石町四丁目2番16号

Daiwa日本橋本石町ビル6階

### 2. 開示等の請求に際してご提出いただく書類

開示等の請求を行う場合は、(1)の請求書に所定の事項を全てご記入の上、(2)を同封しご郵送下さい。

#### (1)当社所定の請求書

[「保有個人情報開示等の請求書」](#)

#### (2)ご本人確認のための書類

以下の本人確認書類のいずれかの写しを同封してください。

①	運転免許証
②	パスポート
③	個人番号(マイナンバー)カード(表面のみ)
④	健康保険の被保険者証
⑤	年金手帳
⑥	外国人登録証明書

※本籍地の情報は都道府県以外を黒く塗りつぶしてください。

※個人番号(マイナンバー)カードの場合は個人番号を含まない表面のみコピーしてください。

### 3. 代理人による開示等の請求の場合

開示等の請求をする方が代理人である場合は、2. の(1)及び(2)の書類に加えて、下記3. (1)の代理人である事を証明する書類の写しのいずれか、及び、3. (2)代理人ご自身を証明する書類の写しのいずれかを同封してください。

(1)代理人である事を証明する書類

<開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人の場合>

①	本人の委任状
---	--------

<代理人が未成年者の法定代理人の場合>

①	戸籍謄本の写し
②	その他法定代理権の確認ができる公的書類

<代理人が成年被後見人の法定代理人の場合>

①	後見登記等に関する登記事項証明書
②	その他法定代理権の確認ができる公的書類

(2)代理人ご自身を証明する書類の写し

①	運転免許証
②	パスポート
③	個人番号(マイナンバー)カード(表面のみ)
④	健康保険の被保険者証
⑤	年金手帳
⑥	外国人登録証明書

※本籍地の情報は都道府県以外を黒く塗りつぶしてください。

※個人番号(マイナンバー)カードの場合は個人番号を含まない表面のみコピーしてください。

4. 開示等の請求の手数料及びその徴収方法

個人情報の開示、利用目的の通知または第三者提供記録の開示のご請求の場合については、1回の請求につき、手数料1,000円(税込)を申し受けます。当該金額分の郵便切手を請求書類の郵送時に同封してください。

※手数料が不足していた場合、及び上記手数料が同封されていなかった場合は、その旨ご連絡いたしますが、所定の期間内にお支払いいただけない場合は、開示、利用目的の通知のご請求がなかったものとして対応させていただきますので、ご了承ください。

5. 開示等の請求に対する回答方法

原則として、ご本人が個人情報開示等請求書で指定された方法により開示いたしますが、ご指定の方法による開示が困難である場合には、その旨を通知するとともに、書面により開示いたします。

6. 開示等のご請求にともない取得した個人情報の利用目的

開示等の請求にともない取得した個人情報、開示等の請求への対応に必要な範囲に限り取り扱います。

#### 7. 注意事項

以下の場合には、開示等の請求にお応えできません。その場合は、その旨と理由をご通知申し上げます。  
また、不開示の場合についても手数料をいただきますのでご承知ください。

- ①ご本人又は代理人の本人確認できない場合
- ②代理人によるご請求に際して、代理権が確認できない場合
- ③所定の申請書類に不備があった場合
- ④請求書の記載内容により当社が保有する個人情報を特定できない場合
- ⑤開示等の請求の対象が個人情報保護法第2条第7項の「保有個人データ」に該当しない場合
- ⑥ご本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ⑦当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ⑧法令に違反することとなる場合

#### 8. 改訂について

開示等のご請求手続きは、ご本人の個人情報の保護を図るため、法令等の変更に対応するために、内容を一部改定することがあります。開示等の請求に際しては、その都度、この手続きをご確認ください。